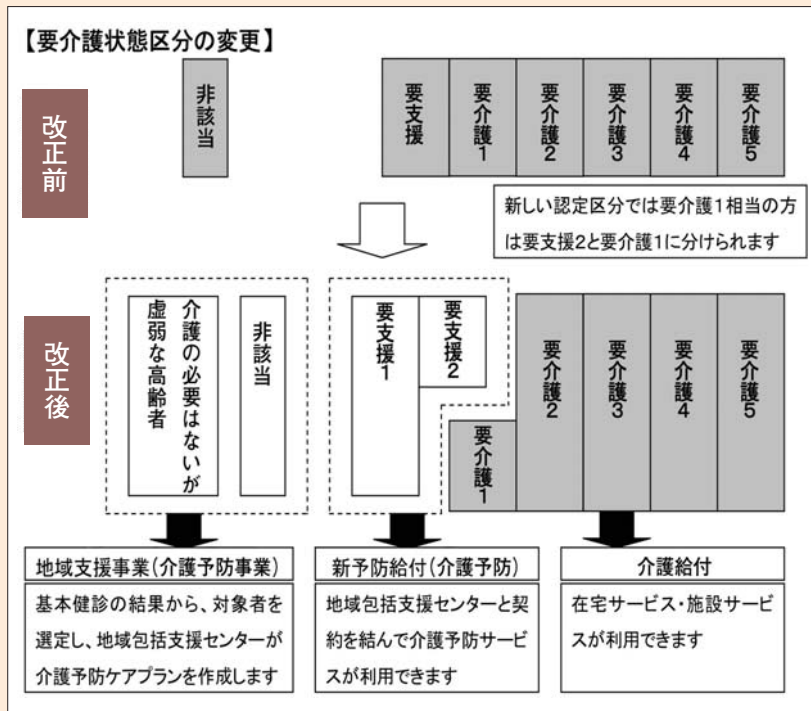


## 予防重視型システムへの転換 要介護認定の区分変更

従来の要介護認定区分に、『要支援1』『要支援2』の新たな区分を加え7段階になりました。

『要支援1』『要支援2』に認定された方は、サービスを利用することで、心身の状態が改善する可能性が高いと考えられるため、身体機能の改善や重症化の予防を目的とした『新予防給付』の対象となります。

※現在、要介護認定を受けている方の新しい認定区分への更新手続きは、更新時期に連絡します。



### 新予防給付の創設

これまでの介護サービスは、『要支援』や『要介護1』といった介護を必要とする度合いが軽度な方の改善や悪化の防止に、必ずしもつながってはいませんでした。

今回の改正では、軽度の要介護者の身体の状態を改善し、悪化を防ぐために『新予防給付(介護予防サービス)』が新設されました。

『新予防給付』では、デイサービス施設で食事や入浴、排せつなどの支援を行う『介護予防通所介護』や通所リハビリテーション施設で理学療法士などによる生活機能向上のための『介護予防通所リハビリテーション』などの介護予防サービスを組み合わせ、高齢者の状態にあった介護予防プランを作成します。

プランには、心身の状態が悪化しないように転倒骨折予防や、歯磨きや食べたり飲み込んだりする機能の維持などを行う口腔ケア、閉じこもり予防などのサービスがあります。

市は、この新制度を6月1日(木)から行います。

### 地域支援事業の創設

介護保険が非該当となる方には『介護予防事業』や『包括的支援事業』が新設され、介護予防の視点から、高齢者を継続的に支えていく仕組みになります。

## 介護予防に努めましょう

元気な方は要支援・要介護状態にならないように、介護が必要な方は重症化しないように、生活機能の維持・向上を積極的に図り、自分らしい生活を継続できるよう介護予防に努めましょう。

市は、高齢者の生活機能の低下が軽度の段階での早期発見・早期対応を行うため予防的な事業やサービスを提供していきます。

### ◎介護予防事業

自立している高齢者が、介護を必要とする状態にならないために、筋力向上や栄養改善、脳の活性化などを目的とした健康教室や健康相談を『一般高齢者施策』と『特定高齢者施策』に分けて行います。

#### ●一般高齢者施策

65歳以上の高齢者を対象に、市の保健師などが疾病予防や介護予防についての健康教室や健康相談を行います。

#### ●特定高齢者施策

医療機関で行う市の基本健康診査を受けた65歳以上の方で、生活機能が低下し、将来的に要介護認定を受ける可能性が高い方を対象に、運動機能を向上させ、脳の活性化や高齢者に多い『うつ』を予防改善していく教室を市内3カ所で行います。

また、閉じこもり傾向にある方や個別の支援が必要な方を対象に、保健師や栄養士などが家庭を訪問し、さまざまな支援を行います。

